認定看護師等育成補助事業交付要綱

　（趣旨）

第１条　県は、医療現場において熟練した知識・技術を備え、指導的役割を担う看護師の育成と確保を推進し、県内の医療提供体制の整備を図るため、医療機関等が行う「認定看護師育成補助事業」に係る経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（補助対象）

第２条　補助の対象となる「認定看護師等育成補助事業」及びその補助事業者は、別表のとおりとする。

　（事業計画）

第３条　補助事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、別に定める補助金所要額調及び事業計画書等を作成し、別に定める日までに知事に提出するものとする。

　（補助額の算定方法）

第４条　別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする。ただし、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　算定された額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

　（交付の条件）

第５条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

　　（１）事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）する場合には、知事の承認を受　　　　けなければならない。

　　（２）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならな　　　　い。

　　（３）事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場　　　　合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

　　（４）補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはなら　　　　ない。

　　（５）補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

　　ア　補助事業者が地方公共団体の場合

　　補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第１号　　による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書　　類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃　　止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後　　５年間保管しておかなければならない。

　　イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

　　　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出　　について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の　　日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）　　の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

　（申請書の様式等）

第６条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第２号によるものとし、その提出期限は毎会計年度定め、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知するものとする。

　（記載事項）

第７条　規則第４条第２項第１号から第４号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

　（交付決定通知書の様式）

第８条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第３号のとおりとする。

　（補助金の概算払）

第９条　知事は、必要があると認められる場合においては、予算額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

　（状況報告）

第１０条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

　（実績報告書の様式等）

第１１条　規則第13条の実績報告書の様式は、様式第４号のとおりとし、その提出期限は、補助金交付申請日の属する年度の３月３１日とする。

　（確定通知書の様式）

第１２条　規則第14条の確定通知書の様式は、様式第５号のとおりとする。

　（補助金の返還）

第１３条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

（暴力団排除措置）

第１４条　知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

　　（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

　　（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

　　（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

　　（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

　　（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　　（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

２　知事は、交付の決定があった後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。

３　前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

　（その他）

第１５条　この要綱に定める補助事業については、第１条第２項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第６号）の適用がある。

 附　則

　この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

 附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。

　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

　　附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

　 附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

　　附　則

　この要綱は、令和４年８月５日から施行し、令和４年度の補助金から適用する。

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 認定看護師等育成補助事業 |
| 事業内容 | 特定の分野の認定看護師教育機関、特定行為研修教育機関に看護師を派遣する。 |
| 補助内容 | 派遣中の人件費の一部を補助する。 |
| 事業者 | 次の対象課程の認定看護師教育機関に看護師を派遣する病院等。対象課程：認定看護師A課程教育機関（皮膚・排泄ケア、緩和ケア、訪問看護、糖尿病看護、透析看護、摂食・嚥下障害看護、認知症看護、脳卒中リハビリテーション看護、慢性呼吸器疾患看護、慢性心不全看護、救急看護、がん化学療法、感染管理）認定看護師B課程教育機関（緩和ケア、がん薬物療法看護、クリティカルケア、心不全看護、脳卒中看護、認知症看護、摂食嚥下障害看護、糖尿病看護、皮膚・排泄ケア、感染管理）特定行為区分（栄養及び水分管理に係る薬剤投与管理、呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連、循環動態に係る薬剤投与関連、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連、血糖コントロールに係る薬剤投与関連、創傷管理関連、感染に係る薬剤投与） |
| 基準額 | 看護師派遣１人当たり１，９２０千円 |
| 補助金額 | 補助率　　　　１／２ |
| 補助額上限　　　９６０千円 |
| 対象人数 | 　１５人程度 |
| 対象経費 | 人件費（派遣職員分又は代替職員分）＊人件費は、支給額（賃金及び諸手当）及び法定福利費とする。 |
| 補助条件 | 認定看護師、特定行為教育課程の修了または見込 |

様式第２号

　　年度認定看護師等育成補助事業

交付申請書

記号　　第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（あて先）

埼玉県知事

（補助事業者の住所・氏名）

下記により認定看護師等育成補助事業の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　申請金額　　　金　　　　　　　　　　　円

２　関係書類　　別添のとおり

３　その他　　　参考となる資料があれば添付すること。

様式第３号

　　年度認定看護師等育成補助事業

交付決定通知書

医人第　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（補助事業者）

様

埼玉県知事

　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　号で申請のあった認定看護師等育成補助事業については、下記のとおり交付する。

記

１　交付金額　　金　　　　　　　　円

２　支払方法

３　交付条件

(1)事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(5) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第１号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

様式第４号

　　年度認定看護師等育成補助事業実績報告書

記号　　第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（あて先）

埼玉県知事

（補助事業者の住所・氏名）

　　年　　月　　日付け医人第　　　　号で交付決定を受けた認定看護師等育成補助事業については、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

　１　補助金の精算額 　　　金 　円

　２　添付書類　　　　　　　　　別添のとおり

 ３ その他　　　 参考となる資料があれば添付すること。

様式第５号（返還のない場合）

　　年度認定看護師等育成補助事業交付額確定通知書

医人第　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（補助事業者）

様

　　埼玉県知事

　　年　　月　　日付け医人第　　　　号で交付決定の通知をした認定看護師等育成補助事業については、　　年　　月　　日付け　　第　　　号で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定する。

記

１　交付決定額　　金　　　　　　　　円

２　確定額　　金　　　　　　　　円

様式第５号（返還のある場合）

　　年度認定看護師等育成補助事業交付額確定通知書

医人第　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（補助事業者）

様

　　埼玉県知事

　　年　　月　　日付け医人第　　　　号で交付決定の通知をした認定看護師等育成補助事業については、　　年　　月　　日付け　　第　　　号で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定する。

なお、超過交付となった金　　　　　円については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第17条第２項の規定により、　年　月　　　　　　日までに返還することを命じる。

記

１　交付決定額　　金　　　　　　　　円

２　確定額　　金　　　　　　　　円

３　要返還額　　金　　　　　　　　円